

学校行財政部会からの問題提起では、「憲法や法律等すべての子どもには『生まれ育った環境に左右されることはなく、一人ひとりが教育を受ける権利』がある。」と提起され、教育環境を整備するべくしたためには、学校だけへつながる。教育格差をなくすためには、

学校行財政部会からの問題提起では、「憲法や法律等すべての子どもには『生まれ育った環境に左右されることはなく、一人ひとりが教育を受ける権利』がある。」と提起され、教育環境を整備するべくしたためには、学校だけへつながる。教育格差をなくすためには、

学校行財政部会からの問題提起では、「憲法や法律等すべての子どもには『生まれ育った環境に左右されることはなく、一人ひとりが教育を受ける権利』がある。」と提起され、教育環境を整備するべくしたためには、学校だけへつながる。教育格差をなくすためには、

12月5日、学校事務実践講座を開催し、約40人が参加した。開会あいさつの後、学校行財政部会発刊の「子どもの就学保障を考える」のリポートをもとに問題提起があった。その後、グループワークで、就学を保障することでの、学校事務職員として果たすべき役割を考えるとともに、各地域組合の実態等を意見交換した。

## 学校事務実践講座

### 参加者感想



文教科学委員会での質問の様子が  
二次元コードよりご覧いただけます



みずおか俊一 YouTube 公式チャンネル  
(<https://www.youtube.com/c/参議院議員みずおか俊一>)

### 「目覚めるトラ」



川西市立川西小学校 6年 深見 凌太郎  
『こどもの詩と絵 第44集』より



森戸卓也中央執行委員長のあいさつ



### 教職員共済

突然やってくる災害。被害にあう前に補償の見直しを!

## 火災共済・自然災害共済

(住宅災害等給付金付火災共済)

教職員専用の共済で  
災害に備える



風雪  
害



補償に関する疑問や心配ごとを  
専用WEBページでわかりやすく解説!

自然災害に  
備えるには



地震補償は  
必要?



家財契約のみでもOK!

イメージキャラクター  
あむりん

資料請求・  
お問い合わせは

厚生労働省認可  
教職員共済生活協同組合 兵庫県事業所  
〒650-0004 神戸市中央区中山手通4-10-8 ラッセホール4F

TEL 078-221-9730

ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧いただき、制度内容をご確認ください。



みずおか俊一議員が文部科学大臣を追及!

## 厳しい学校現場の実情を訴える!



### 学校現場について

12月19日、文教科学委員会において、みずおか俊一参議院議員が質疑をおこなった。

みずおか議員は、「養護教員等の業務」、「教職員の働き方」等について、あべ俊子文科大臣を厳しく追及した。(質疑応答一部抜粋)

○みずおか『先生を死なせない。』の著者の一人である工藤祥子さんは、公立学校の教職員であった家族が過労死され、五年以上にわたって公務災害を認めてもらう闘いを続けてきた方で、学校現場における過労死をこれ以上発生させなければいけないと一生懸命活動されている。

過労死はなぜ起こるのか、過労死を許してしまうような時間外勤務を強いている学校現場を大臣はどう考えているのか。

○文科大臣 間外在校等時間に関わる状況、全国的に改善すべき喫緊の課題であると認識している。文科省としても、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロにする最優先に、学校の指導、運営体制の構築とともに、学校における業務の適正化における働き方改革のとりくみを徹底して、総合的に対策をすすめている。

○みずおか 2019年間外在校等時間に関わる状況、全国的に改善すべき喫緊の課題であると認識している。文科省としても、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロにする最優先に、学校の指導、運営体制の構築とともに、学校における業務の適正化における働き方改革のとりくみを徹底して、総合的に対策をすすめている。

○文科大臣 2019年12月3日、当委員会で萩生田文科大臣(当時)が「この給特法の仕組みが、中央教育審議会で指摘されたとおり、学校において勤務時間管理の必要性の認識を希薄化させ、給特法の改正をおこなつで、現在の給特法が1971年の制定当初に想定されたおりには機能していない」と答弁している。

○みずおか 2019年12月3日、当委員会で萩生田文科大臣(当時)が「この給特法の仕組みが、中央教育審議会で指摘されたとおり、学校において勤務時間管理の必要性の認識を希薄化させ、給特法の改正をおこなつで、現在の給特法が1971年の制定当初に想定されたおりには機能していない」と答弁している。

○文科大臣 2019年12月3日、当委員会で萩生田文科大臣(当時)が「この給特法の仕組みが、中央教育審議会で指摘されたとおり、学校において勤務時間管理の必要性の認識を希薄化させ、給特法の改正をおこなつで、現在の給特法が1971年の制定当初に想定されたおりには機能していない」と答弁している。

○文科大臣 中教審において、この厳しい勤務の実態があきらかになつたことをふまえ、その時点での大臣の認識として、本来、長時間勤務を抑制するための仕組み

○文科大臣 中教審において、この厳しい勤務の実態があきらかになつたことをふまえ、その時点での大臣の認識として、本来、長時間勤務を抑制するための仕組み

○みずおか 通常国会に提出する給特法の改正案について、根本から見直したものにしていただきたい。

○みずおか 通常国会に提出する給特法の改正案について、根本から見直したものにしていただきたい。

発行所 神戸市中央区中山手通4丁目10-8  
兵庫県教職員組合  
発行人 兵庫県教職員組合  
代表者 戸山 卓香 也織  
編集人 森福 15円 年定価360円  
(組合員の購読料は組合費の中に含む)

2025年1月15日

No.2109

・2024年度施設で生活する子どもたち支援実践交流集会

兵教組 2024新春旗びらき  
1月9日、ラッセホールで兵教組新春旗びらきを開催した。  
連合兵庫、労働組合、兵庫県をはじめとする各自治体、政党、兵政連議員、労働福祉団体、友誼団体の代表者や学者・文化人等、約170人を迎えて、来賓を代表し長谷川尚吾連合兵庫事務局長、藤原俊平教育長、井坂信彦立憲民主党兵庫県総支部連合会代表から祝辞をいたいた。主催者あいさつとして森中央執行委員長は、「今年は戦後80年の節目を迎えます。また1月17日には、阪神・淡路大震災から30回目の追悼の日を迎える。改めて原点に立ち返り、改めて困難な時代を生き抜く中身を伺いたい。

法改正とともに、この趣旨が十分に機能していない、という認識を述べたと考へている。

が定められている給特法の

趣旨が十分に機能していな

い、という認識を述べたと考へている。



12月8日、施設で生活する子どもたち支援実践交流集会を「ラッセルホール」で開催し、約140人が参加した。今年度は、子どもの権利条約批准30年を受け、「子どもの思い、願いが受け止められているか」、そして、改めて「子ども虐待」について考えることを目的に、児童・生徒支援加配教員をはじめ現場の教職員と児童養護施設の職員の方やスクールソーシャルワーカーなどの福祉関係者、自治体議員など多様な立場の人たちと意見交換をおこなつた。

# 2024年度 施設で生活する子どもたち 支援実践交流集会

**学校現場から「子どもの心**  
**と思い」に寄り添う支援を**

中学校で児童生徒支援担当教員として、校区内にある児童養護施設（以下、施設）から登校する子どもに配教員として、校区内にいる児童養護施設（以下、施設）から登校する子どもに、関わっている。学校で子ども等との連絡会をおこない、もを受け入れるにあたり、春休みなどに小学校や施設等との連絡会をおこない、子どもの現状を聞いてくる。その後、職員会議等で教職員と情報共有し、本人とも面会する。面会時に、「学校は楽しい場」であり、「困ったときは教職員に相談できる居場所がある」ということを伝えてくる。転入生を受け入れる学年の子どもたちには、「おとなは敵ではなくて味方である」ということを伝えている。転入生を受け入れる学年の子どもたちには、あらかじめ「家庭的な事情があり転入してくるので、温かく仲間に受け入れよう」と伝えている。また、普段から地域や保護者から

中学生になると基礎学力をつけるとともに、将来にむけて夢や希望をもち、自立していくための進路について考えることも重要である。キャリア教育の一環で、職業調べをしてタブレットを使ってまとめ、プレゼンをすることで様々な職業について学習する機会をつくっている。また、トライやる・ウイークで「将来の夢が見つかった」という子どももあり、地域・事業所の方の協力のもと自己有用感が高まる経験となつている。

化がすすんでいる。睦の家は開設より12年めをむかえた。幼児から高校生までの子どもがおり、部屋は基本的にそれぞれ個室で、8人の子どもが一つのユニットを形成して生活している。

開設当初、学校では施設の子どもによるトラブルが絶えず、地域でも様々なことがあつた。施設だけでは子どもを育てることができない。地域の方や施設が校区にある学校は、私たち施設の職員とともに大変な思いをしながら支えてくれた。子どもは社会で支えられ、自立にむけて養育されることが当然であり、それをしていくのが私たちの使命ではないか。

ともに支援をするために

最後に、社会的養護に  
わることについて、子ども  
が主に暮らしている施設  
里親家庭、そして学校、そ  
らくにそれを支える教育委  
会、こども家庭センター  
はじめとする福祉や行政  
関、議員、それから県や  
町のスクールソーシャ  
ワーカー、大学教員と専  
職の方が一同に意見を交  
している場は、この実践  
流集会だけではないか。  
の会がとても大きな力  
なつていると誇りに思う

関もやさ員を機械市門交こに。た。

小学校に入学し特別支  
学級に入ったが、落ち着  
のない様子の原学級には、  
染めなかつた。2年生に、  
る時に、息子の「友だち  
遊びたい」という願いか  
原学級への転籍を希望  
た。校長先生から「一度  
学級に移ると、今後特別  
援助学級には戻れない」と  
われたが、「特別支援学  
は個人に応じて柔軟な対  
ができる」とも聞き、息  
の気持ちを伝えることが  
きた。その後、原学級で  
ごす時間を増やしても  
い、少しづつ馴染めるよ  
になつた。5・6年生で、  
原学級にも居場所ができ  
自然学校や修学旅行では、  
援学級の教職員にサポー  
をしてもらいながら、子、

0.0%叶えることはできないが、20%ならできるかな」、「親に会えないけど手紙くらいは頼めるかな」というように、「しようがない」という言葉を一度飲み込んで、子どもの思いに応えるために何ができるかを考えるために何ができるかを一緒に考えられたらと思う。

この実践交流集会は、教職員や施設の職員、里親、子ども家庭センターなど、様々な立場の人が集まり「親・家族と一緒に暮らせない子どもに思いを寄せること」、「親職員との情報共有が難しい」という声があつたが、顔が見える、思いを共有で義がある。

グループの情報交換の場で、「施設の職員と里親、教職員との情報共有が難しい」という声があつたが、顔が見える、思いを共有で

- ・様々な立場で社会的養護を必要とする子どもたちを育もうとされ、苦慮されることを情報共有できるこの会が、自分が現場で子どもと関わるうえで、大きな糸口となつている。
- ・子どもの権利条約について様々な観点からの視座をもらった。子どもが本当の気持ちを表出でき、ありのままを受け入れることができるとの一人になりたい。
- ・里親として、このような会がもつと身近にあれば、と願う。里親だけでは子どもの成長を見守ることができない。多くの支援を得て、子どもが生きよい社会であつてほしいと思う。

の協力が得られるよう、学校運営協議会でも現状を報告している。

時には、授業中や行事での子どもたちの会話、教材費の振り込み状況、登校時の様子や学習態度の変化など、虐待に気づくことがある。さらに学校内でのアンケート、教育相談、個別面談、人権作文などでも子どもの思いを知ることがある。その場合は教職員で共通理解して対応し、必要があれば関係機関とも連携をはかっている。場合によつては、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー やスクールカウンセラーなどにも関わつてもらつている。その中には地域の子ども食堂を利用し、生活が安定した子どももい

生を歩む人になってほしいと願っている。今後も子ども思いを大切にし、置かれた環境を味方につけるよう心に寄り添いながら支援していきたい。

そういう細やかな取り合いで、共通理解が子どもたちの支えになっていく。また、施設等で暮らす子どもには様々な背景がある。子どもは自分の生い立ち、これから的人生、さらには自分の存在そのものに大きな不安をもつていて。そんな子どもにとって、「人権教育」が大切である。中学校の人権作文を書く授業で、子どもが自分を見つめ自立について真正面からむき合うことができた。人権教育が子どもの自己確立に大きく寄与している場面をたくさん見てきた。

学校と施設や里親の「共通理解」、そして「人権教育」を大切にしてほしい。それがすべての子どもの思いや願いを受け止めることにつながる。

私たち30代半ばで結婚し、第一子を授かった。「ともう一人」という気持がわいたとき、施設で務していた経験もあり、「家庭を必要としている子どもと、子育てをしたい私たちは出会って家族になれる」という思いで里親登録をした。

1歳5ヶ月の女の子を子縁組で、その後、2歳男の子を養育里親で迎えた。生後すぐに乳児院で育らしており、発達の遅れが激しく、自閉傾向もある息子であった。日中は暴れまわりに入ると周りの助けもあらずつ落ち着き、年長になる頃には友だちと一緒に遊ぶことが大好きにならなかった。

ことを担任に訴えたかな  
かなか伝わらなかつた。そ  
の後、何度も相談に行き、  
教頭に間に入つてもらうこ  
とで状況を理解してもら  
い、話ができるようになつ  
た。

小中学校を振り返ると、  
一日の大半を過ごす学校の  
存在の大きさを感じてい  
る。多くの教職員に支えら  
れて、息子は元気に成長す  
ることができた。常に迷い  
ながら子育てをしている  
中、教職員とコミュニケーション  
シヨンがとれる時は安心し  
て過ごせた。特別支援学級  
と原学級で揺れた時期も  
あつたが、特別支援学級で  
お世話になり、また原学級  
でもお世話になり、両学級  
の良いとこ取りをさせても  
らえて感謝している。

今日のテーマ「子どもの  
思い、願いが受け止められ  
ているか」という問いに対  
して、「『しようがない』を  
乗り越える教育と支援」に  
ついて、それぞれの立場で  
できることを考えたい。「一  
時保護中だから学校に行け  
ないのはしようがない」、「  
障害があるから、特性が  
あるから、みんなに迷惑を  
かけるから修学旅行に行け  
ないのはしようがない」など、  
「親に会いたいけど、会え  
ないのはしようがない」など、  
子どもたちの願いや思いに  
「しようがない」という言葉を  
つかい、おとなとの都合  
で答ますのではなく、「

も「共通理解」が大切である。例えば、学校の宿題で「お父さん、お母さんのコメントをもらつてきて」と言われると、施設の子どもは悩む。「家族のコメントをもらつてきて」と言われると、職員こよ願いができる。

パネリスト  
尼崎地区里親会  
**秋吉一恵**



もたちの中で過ごすことができた。中学校も特別支援学級に通つたが、サポートがほぼない状態だった。小学校とは大きく環境も変わり、わからないこと、困っていることが言えない状況である。一緒に暮らしている」など他の生徒とは「ちがう」という側面もある。その「おなじ」と「ちがう」にバランスよく配慮していく教育のあり方、支援のあり方、地域のまなざしがとても大事となる。「おなじ」と「ちがう」

きる関係づくりの場をもつて、ネットワークを繋いでいくことが大事である。

子どもを社会で育てる「社会的養護」の「社会」とは、里親と施設職員だけではない。教職員、地域の皆さん、民主委員、児童委